

焼津市・大井川町 合併基本計画

平成 20 年 2 月

焼津市及び大井川町合併協議会

平成 29 年 12 月変更

令和 5 年 12 月変更

焼津市

目 次

第1章 序論	1
第1節 背景	1
第2節 基本計画作成の目的	1
第3節 基本計画の構成	2
第4節 合併の必要性	2
第5節 計画の期間	3
第2章 新市の概況	4
第1節 位置と地勢	4
第2節 気候	4
第3節 面積	4
第4節 歴史・沿革	5
第5節 人口と世帯	6
第6節 産業の動向	7
第3章 主要指標の見通し	14
第1節 人口の推移	14
第2節 世帯数の推移	15
第4章 新市のまちづくり基本方針	16
第1節 基本理念	16
第2節 新市の将来像	17
第3節 まちづくりの目標	18
第4節 土地利用のあり方	19
第5章 新市の主要施策	21
第1節 重点プロジェクト	21
第2節 まちづくりの目標に基づく主要施策	24
第3節 新市における静岡県事業の推進	37
第6章 公共的施設の適正配置と整備	39
第7章 新市の財政計画	40
第1節 基本的な考え方	40
第2節 財政計画	40
用語解説	43

<計画の変更に当たって>

前回の合併基本計画の変更は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例により、地方債を起すことができる期間が延長可能となったことを受け、合併推進債の有効活用を通じ、現計画の一層の推進を図るために、現計画期間を令和5年度まで延長したものです。

今回は、合併特例事業推進要綱が改正され、経過措置が講じられたことから、今後、合併推進債の活用を見込む事業の財政負担軽減を図り、効果的かつ着実なまちづくりを推進するため、計画の一部変更を行うものです。

第1章 序論

第1節 背景

地方分権の時代を迎え、これまでの国と地方の関係が大きく変わりつつある中で、地方自治体の運営は、地方自らが決め、自らの責任で執行することが求められています。

また、少子・高齢、人口減社会を迎える中で、社会保障費の増大や国の財政構造改革の地方への影響などにより、自治体経営は極めて厳しい状況が続くと予想されます。さらに、住民一人ひとりの生活や価値観も多様化しており、住民のニーズは複雑かつ高度なものへと変化しています。

このように地方自治体を取り巻く環境が変化する中、持続的に良質な住民サービスを提供していくためには、住民や事業者と行政が手を携え、行政のスリム化を図り、財政的にも安定した、住民が安心して生活できる足腰の強い自治体を一刻も早く創らなければなりません。

こうした中、「平成の大合併」では、市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）のもと、平成11年3月末に3,232あった自治体が、平成18年3月末までに1,821にまで再編されました。

静岡県内においても、自治体数は74から42へと再編されるとともに、静岡市は平成17年4月に、浜松市は平成19年4月に政令指定都市へ移行しています。

焼津市と大井川町は、学校給食業務、消防・救急業務などの事務の共同処理をはじめ、産業面の類似性や市立総合病院の利用など、これまでの相互間交流の経過により信頼関係を築いてきました。また、駿河湾に面した海岸線を有し、可住面積率90%以上という地勢的な面からも、地震・津波等の防災対策など、地域の共通課題に一体的、効率的に取り組むことが可能です。

こうしたことから、既に一体感を有している焼津市と大井川町は、地方分権の受け皿となり得る、より高度で安定した行財政基盤を有する自治体を目指して、新しい第一歩を踏み出しました。

なお、焼津市と大井川町の合併は、「静岡県市町村合併推進構想」の中で、合併を推進する市町の組合せの一つとして位置づけられています。

第2節 基本計画作成の目的

合併市町村基本計画は、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくことを目的に、市町村の合併の特例等に関する法律（第6条）に基づく法定計画として作成するものです。また、新市の速やかな一体化を確立し、地域間の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るものです。

第3節 基本計画の構成

この計画は、序論、新市の概況、主要指標の見通し、新市のまちづくり基本方針、新市の主要施策、公共的施設の適正配置と整備、新市の財政計画により構成されています。

第4節 合併の必要性

● 財政的自立

平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2003」をもとに、いわゆる「三位一体の改革」が進められ、地方交付税や国庫補助金の削減が続く中、地方交付税に依存することなく、持続的に良質な住民サービスを提供するためには、財政的に自立することの手立てこそが先決です。

企業誘致などによる自主財源の確保対策を講じて、財政基盤の強化を図るとともに、合併を機会に人件費の削減をはじめとした更なる行財政改革に取り組む必要があります。

● 少子・高齢化社会への対応

日本の人口は2005年を境に「人口増加社会」から「人口減少社会」へと転換しました。焼津市、大井川町においても、今後は人口の増加が見込めず、減少していくものと想定されます。

また、総人口に占める15歳未満の年少人口割合は、焼津市では平成12年15.3%に対し、平成17年では14.5%、大井川町では平成12年16.3%に対し、平成17年では14.6%となっています。一方、総人口に占める65歳以上の老年人口割合は、焼津市では平成12年17.0%に対し、平成17年では20.3%、大井川町では平成12年16.8%に対し、平成17年では19.3%となっており、ともに少子・高齢化が進んでいます。

少子・高齢化社会、人口減少に対応するため、子育て支援や高齢者福祉並びに雇用対策や医療体制の充実など、積極的な政策導入を図る必要があります。

● 地方分権への対応

平成12年4月に、中央集権型行政システムの中核的部分を占めてきた機関委任事務制度の廃止と国等の関与のあり方の見直しを主な内容とする地方分権一括法が施行され、地方自治体の「自己決定」と「自己責任」の範囲が大きく広がりました。

また、国や県からの権限移譲により、増加する事務量を的確に処理する能力と専門性が要求されています。

今後、住民が望む専門的かつ高度なサービスを、これまで以上に、「自己決定」「自己責任」のもとで的確に提供できるよう、地方分権に対応できる優秀な人材の育成や確保を図り、住民にもっとも身近な基礎自治体として、地方分権の受け皿となり得る行政基盤を確立していく必要があります。

● 行政ニーズの高度化・多様化への対応

社会生活環境の変化により、教育文化・福祉保健・生活環境・産業振興・都市整備の各分野において、行政ニーズは高度化・多様化しています。今後、この傾向はますます強くなると考えられ、地域間競争をリードしていくためにも、的確な対応が求められています。

効率的な自治体規模の優位性を活かして、密度の高い住民サービスの提供と住民の利便性を高めるため、行政能力の更なる向上を図る必要があります。

また、住民、事業者などとの協働によるまちづくりを、一層推進していく必要があります。

● 地域の特性を活かしたまちづくりの推進

焼津市と大井川町は、地域の海岸線に沿ってほとんどが平野で、比較的コンパクトな区域に約14万3千人が居住しており、地形的な類似性があります。

国内最大級の水揚量を誇る焼津漁港と地方港湾としては全国有数の取扱貨物量を誇る大井川港、豊富な魚介類、駿河湾深層水、大井川伏流水、こうした資源や地域の特性を活かし、時代の潮流や広域における役割などを十分に踏まえながら、个性的かつ住民満足度の高いまちづくりを進めていく必要があります。

第5節 計画の期間

この計画の期間は、平成20年11月1日（新市発足時）から令和6年3月31日とします。

ただし、各施策における主要事業で、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和11年度の完了を予定しています。このため、財政計画については、計画期間を平成20年度から令和11年度までとします。

なお、具体的施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 新市の概況

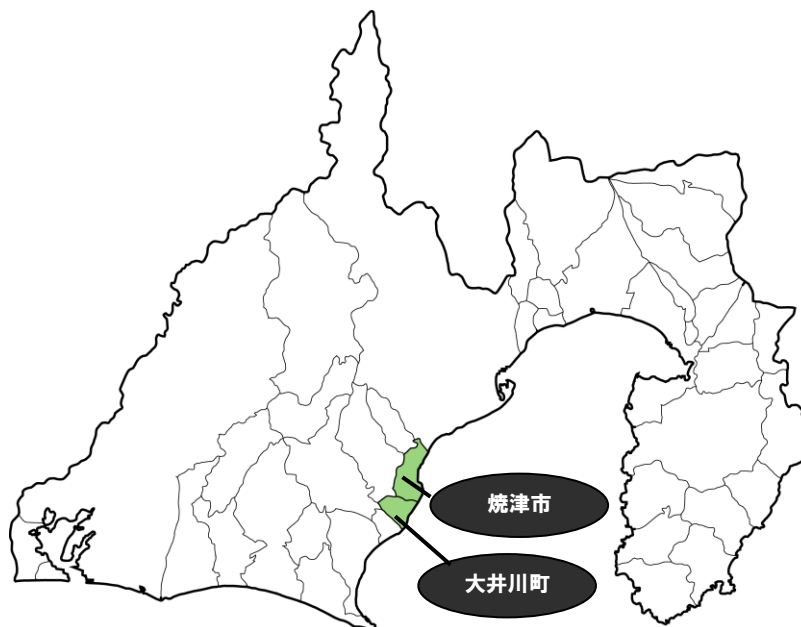
第1節 位置と地勢

新市は静岡県のほぼ中央に位置し、北は静岡市と岡部町に接し、東は駿河湾に臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接しています。

また、東海道本線の2つの駅と東名高速道路の焼津インターチェンジ、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを有し、国道150号などの幹線道路が市域を通過しているため、交通の利便性に優れています。平成21年6月に開港した富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内にあります。

さらに、一級河川の大井川をはじめ、多数の河川が市内を流れ、水に恵まれた環境となっています。

【位置図】



第2節 気候

新市は、冬場でもほとんど降雪がなく、極めて温暖な気候であり、一年を通して過ごしやすい地域となっています。

第3節 面積

新市は南北に長く、北部から南部にかけて駿河湾に臨む15.5kmの海岸線を有しています。区域の海岸線に沿ってほとんどが平野であり、90%以上の可住地面積を持っています。

総面積は70.55 km² で、全域が都市計画区域になっています。

第4節 歴史・沿革

「焼津」の地名は、古事記や日本書紀によると日本武尊が東夷征伐の途中、天叢雲劍あまのむらくものつるぎで草を薙ぎ、それに火をかけて賊を滅ぼした地であることに由来すると記されています。

焼津は海とともに暮らしてきました。江戸時代には、港を利用した回船業が発達し、明治に入ると動力船が八丈島まで漁場を求めるようになりました。明治末期から焼津港築港の動きが始まり、昭和26年に陸地を掘り込んで造られた焼津港内港が完成すると、漁業はますます盛んになり、国内最大級の遠洋漁業の基地として、全国に知られるようになりました。

「大井川」の名は日本書記にみることができ、水を集めて流れる大きな川という意味とともに、偉大なる川、偉大なる流れという意味もあります。

大井川は江戸時代初期（1633年）の頃には現在の川筋に定まり、1684年～1687年には、今日の散居集落の原型が形成されました。その後は田沼街道沿いに人家の集積が進み、海岸沿いには漁村が形成され、農漁村の基礎が形づくられました。

焼津市、大井川町はそれぞれ明治22年に現在の市町の元となる村が誕生しました。

焼津市は昭和26年に市制が施行され、昭和30年に隣接する町村を編入して、ほぼ現在の市域となりました。大井川町においても昭和30年に3か村が合併し、現在の大井川町が誕生しています。

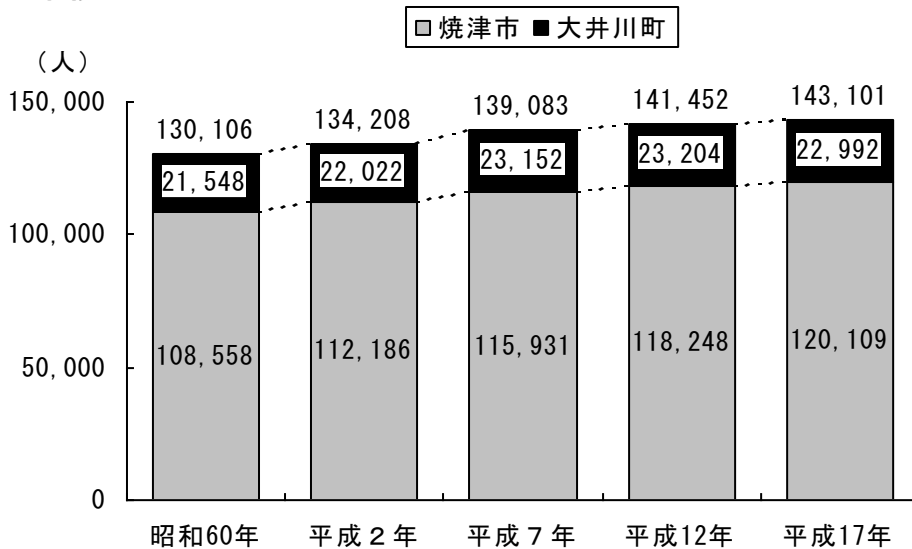


第5節 人口と世帯

平成17年の総人口は143,101人で、県内では6番目に多い人口になります。昭和60年と比較してみると、20年間で12,995人増加しており、増加率は10.0%となっています。

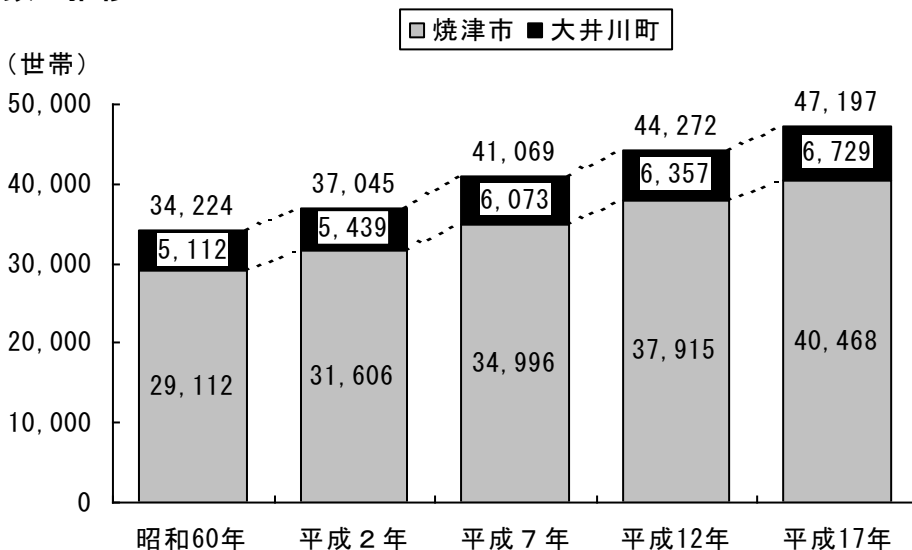
また、平成17年の総世帯数は47,197世帯で、昭和60年と比較してみると、12,973世帯増加しており、増加率は37.9%となっています。

◆人口の推移



資料：国勢調査

◆世帯数の推移



資料：国勢調査

第6節 産業の動向

1 就業者数

平成17年の産業大分類別就業者数は75,533人となっており、その内、第三次産業就業者数の割合は半数以上を占めています。

産業大分類別就業者数の動向をみると、平成7年をピークにやや減少傾向にあります。

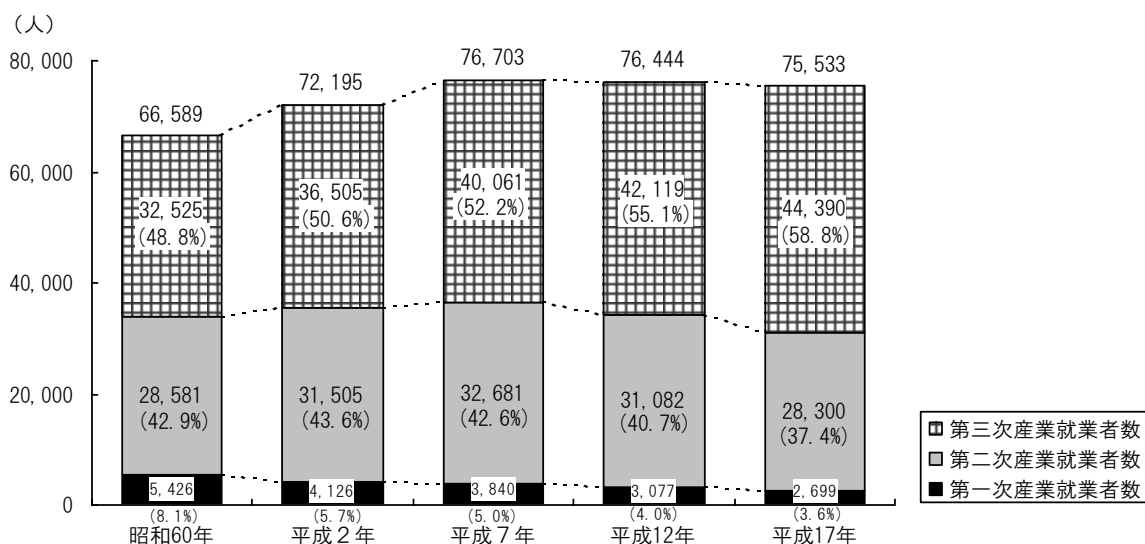
◆産業大分類別就業者数（平成17年）

（単位：人）

	焼津市	大井川町	新市	静岡県
第一次産業就業者数	1,915 (3.0%)	784 (6.2%)	2,699 (3.6%)	98,047 (4.9%)
第二次産業就業者数	23,152 (36.8%)	5,148 (41.1%)	28,300 (37.4%)	687,182 (34.5%)
第三次産業就業者数	37,813 (60.0%)	6,577 (52.5%)	44,390 (58.8%)	1,186,964 (59.7%)
分類不能の産業	123 (0.2%)	21 (0.2%)	144 (0.2%)	18,454 (0.9%)
合計	63,003 (100.0%)	12,530 (100.0%)	75,533 (100.0%)	1,990,647(100.0%)

資料：国勢調査

◆産業大分類別就業者数の動向（新市）



2 農業

農業産出額は増加傾向にあり、平成17年では44億8千万円となっています。

主要作物は、平坦な地形を利用した米やトマトなどが中心となっています。高草山の斜面を利用した茶やみかんの栽培、ハウス栽培技術の向上によるばらやいちごなどの栽培も盛んに行われています。

◆農業産出額の推移

(単位：千万円)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
焼津市	231	218	231	224	243	257
大井川町	187	184	187	189	190	191
合計	418	402	418	413	433	448

資料：静岡県の生産農業所得統計

◆平成17年 農産物産出額と構成比

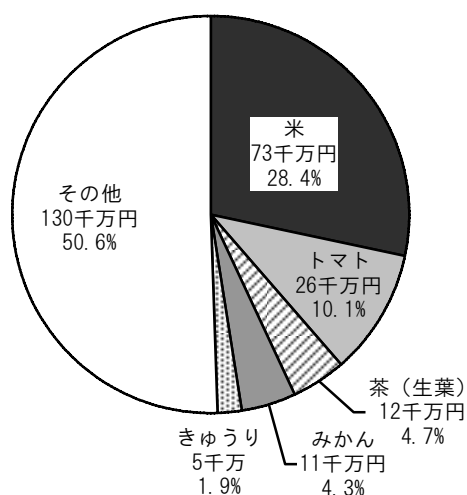
(単位：千万円)

焼津市	米	トマト	茶(生葉)	みかん	きゅうり	その他	総額
	73	26	12	11	5	130	257
	28.4%	10.1%	4.7%	4.3%	1.9%	50.6%	100.0%

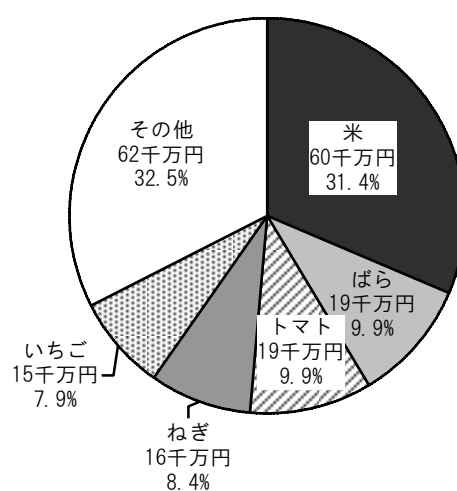
大井川町	米	ばら	トマト	ねぎ	いちご	その他	総額
	60	19	19	16	15	62	191
	31.4%	9.9%	9.9%	8.4%	7.9%	32.5%	100.0%

資料：静岡県の生産農業所得統計

【焼津市】



【大井川町】



3 漁業

平成17年の水揚量の総数は、230,833 t となっています。

魚種別の金額をみると、焼津市ではまぐろとかつおで9割以上を占めており、大井川町では桜えびが約9割を占めています。

焼津漁港には、遠洋漁業の焼津港、沖合沿岸漁業の小川港の2つの港があり、国内最大級の水揚量を誇っています。

◆平成17年 魚種別水揚高

(単位：t、百万円)

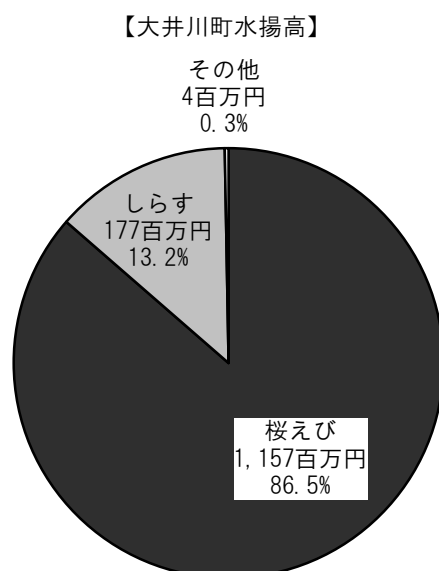
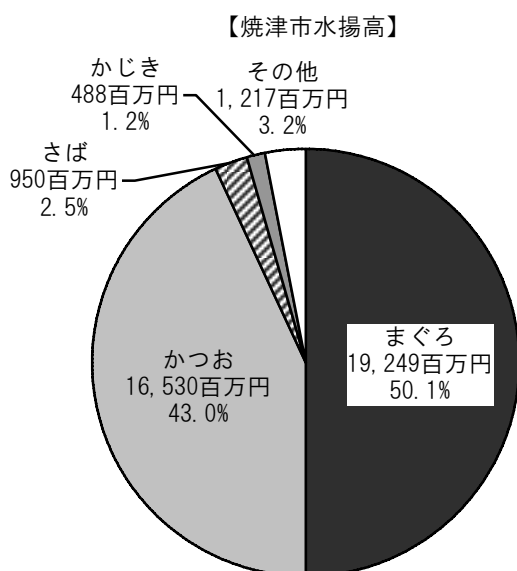
		まぐろ	かつお	かじき	さば	その他	総数
焼津市	水揚量	51,765	149,427	966	23,547	4,401	230,106
	金額	19,249	16,530	488	950	1,217	38,434
	(%)	50.1	43.0	1.2	2.5	3.2	100.0

資料：統計やいづ

(単位：t、百万円)

		桜えび	しらす	その他	総数
大井川町	水揚量	470	250	7	727
	金額	1,157	177	4	1,338
	(%)	86.5	13.2	0.3	100.0

資料：大井川町漁業協同組合



4 商業

事業所数・従業者数・販売額の推移をみると、事業所数・年間販売額は減少傾向にあり、平成16年には、1,853店・3,658億1千4百万円となっています。

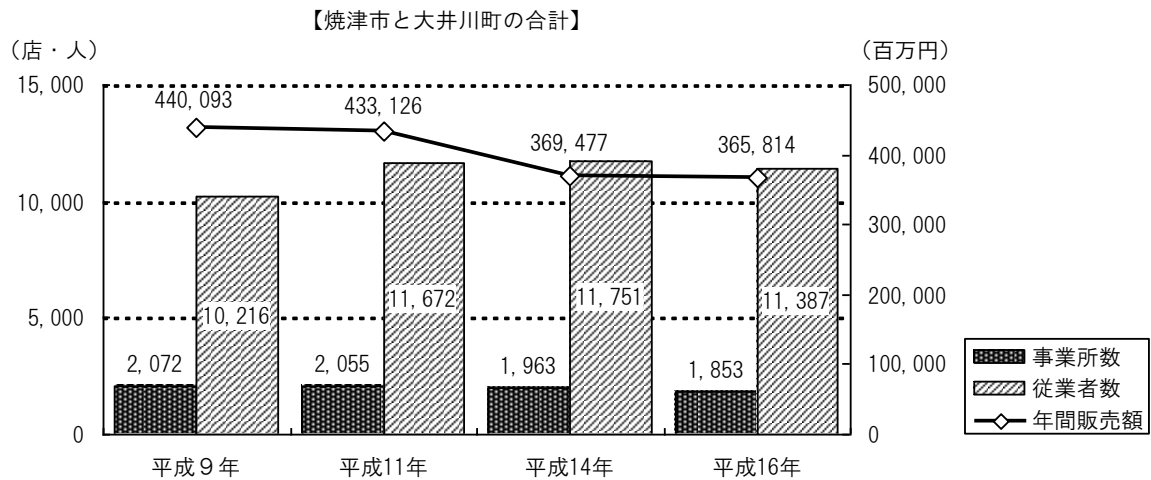
従業者数は、平成9年から平成11年にかけて増加し、その後は、ほぼ横ばいで推移しています。近年は郊外への大型店の出店が盛んになっています。

◆事業所数・従業者数・販売額の推移

(単位：店・人、百万円)

	焼津市			大井川町		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成9年	1,846	9,270	407,769	226	946	32,324
平成11年	1,801	9,949	373,133	254	1,723	59,993
平成14年	1,710	10,062	313,186	253	1,689	56,291
平成16年	1,614	9,811	315,437	239	1,576	50,377

資料：商業統計調査



5 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移をみると、事業所数・従業者数はほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額等は平成16年まで6千億円台でしたが、平成17年では5,678億8千1百万円に減少しています。

製造品出荷額等の高い業種は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業などとなっています。

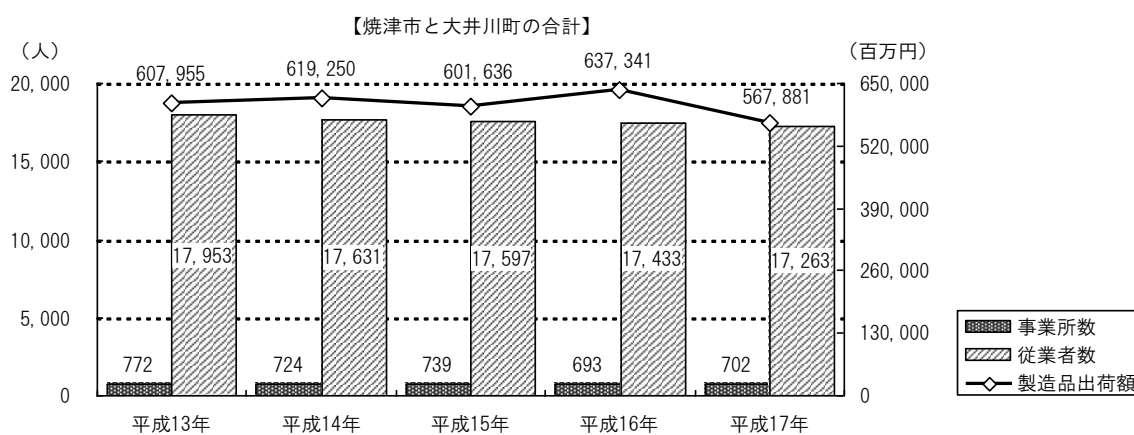
◆事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

(単位：人、百万円)

	焼津市			大井川町		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成13年	616	12,258	385,899	156	5,695	222,056
平成14年	576	11,932	411,391	148	5,699	207,859
平成15年	587	11,678	382,256	152	5,919	219,380
平成16年	547	11,438	401,441	146	5,995	235,900
平成17年	555	11,215	327,705	147	6,048	240,176

資料：工業統計調査

※従業者数4人以上の事業所が対象です。



6 観光

観光交流客数の推移をみると、平成15年度から平成17年度にかけて宿泊客数・観光レクリエーション客数ともに減少傾向にあります。

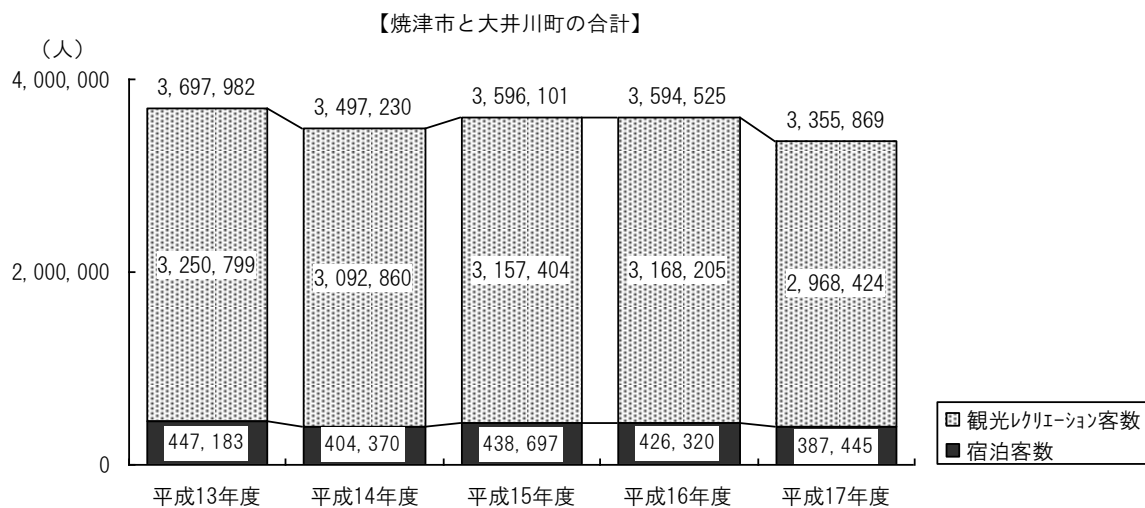
市内には、歴史、自然、祭りなどの豊富な観光資源があり、交通アクセスの良さも手伝って産業と観光の連携も進展しています。

◆観光交流客数の推移

(単位：人)

	焼津市			大井川町		
	宿泊客数	観光レクリエーション客数	合計	宿泊客数	観光レクリエーション客数	合計
平成13年度	440,148	3,171,591	3,611,739	7,035	79,208	86,243
平成14年度	398,132	2,967,891	3,366,023	6,238	124,969	131,207
平成15年度	432,607	3,020,670	3,453,277	6,090	136,734	142,824
平成16年度	421,743	3,036,912	3,458,655	4,577	131,293	135,870
平成17年度	382,129	2,846,758	3,228,887	5,316	121,666	126,982

資料：静岡県観光交流の動向
※宿泊施設利用客数のうち、日帰り（休憩）客数は含んでいません。



7 その他

大井川河口部左岸を掘り込んで建設された大井川港は地方港湾としては全国有数の取扱貨物量を誇ります。

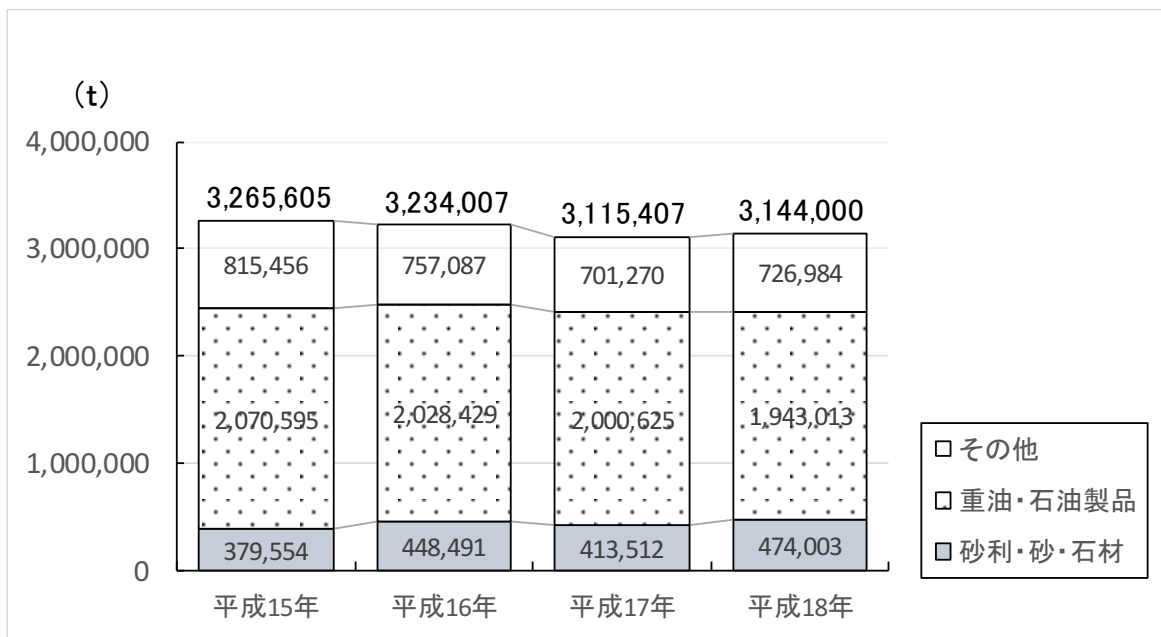
主な取扱貨物は重油・石油製品で、全体の約2/3を占めています。

◆大井川港取扱貨物量の推移

(単位：t)

	砂利・砂・石材	重油・石油製品	その他		総数
	貨物量	貨物量	水産品貨物量	その他貨物量	
平成 15 年	379,554	2,070,595	8,827	806,629	3,265,605
平成 16 年	448,491	2,028,429	4,612	752,475	3,234,007
平成 17 年	413,512	2,000,625	6,758	694,512	3,115,407
平成 18 年	474,003	1,943,013	5,047	721,937	3,144,000

資料：大井川港管理事務所



第3章 主要指標の見通し

第1節 人口の推移

1 総人口

平成17年の総人口は、合計143,101人でした。

今後は、平成22年の143,249人をピークに減少傾向となり、令和5年には131,559人になるものと予想されます。

しかし、新市の立地条件の良さに加え、地域資源を活用した企業誘致、自然景観を活かした快適な居住地域の形成などにより、定住人口の増加を図り、活気のあるまちづくりに取り組めます。

2 年齢3区分別人口

年齢階層別の将来人口の見通しをみると、年少人口、生産年齢人口はともに減少しています。

一方、老年人口は令和2年まで増加し続け、令和5年には減少に転じるものと予測され、年齢3区分すべてで減少が進行すると予想されます。

◆将来人口の推計

(単位：人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)
年少人口 (0～14歳)	20,738 (14.5%)	20,063 (14.0%)	18,420 (13.2%)	16,579 (12.1%)	15,469 (11.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	79,236 (57.9%)	75,665 (57.5%)
老年人口 (65歳以上)	28,801 (20.1%)	33,672 (23.5%)	38,648 (27.7%)	41,030 (30.0%)	40,425 (30.7%)
総人口	143,101 (100.0%)	143,249 (100.0%)	139,462 (100.0%)	136,845 (100.0%)	131,559 (100.0%)

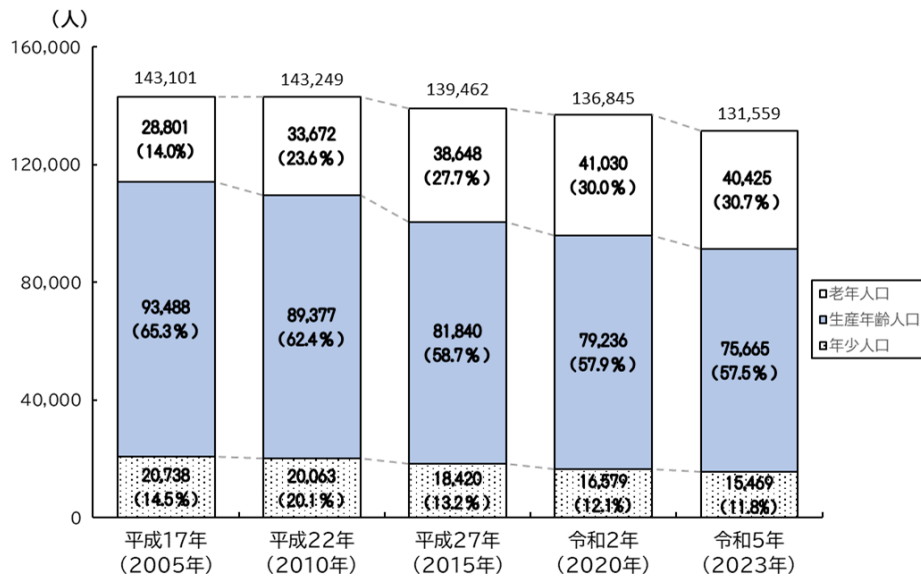
資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はコーホート要因法(*)により推計しています。
※国勢調査の総人口には年齢不詳が含まれています。

(*) コーホート要因法

コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに出生率や生残率、移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法です。

上記の将来人口の推計は、平成27年国勢調査の総人口を基準としています。

◆将来人口の推計



※国勢調査の総人口には「年齢不詳」が含まれています。

第2節 世帯数の推移

平成17年の総世帯数は、合計47,197世帯、1世帯当たり人員は3.03人でした。

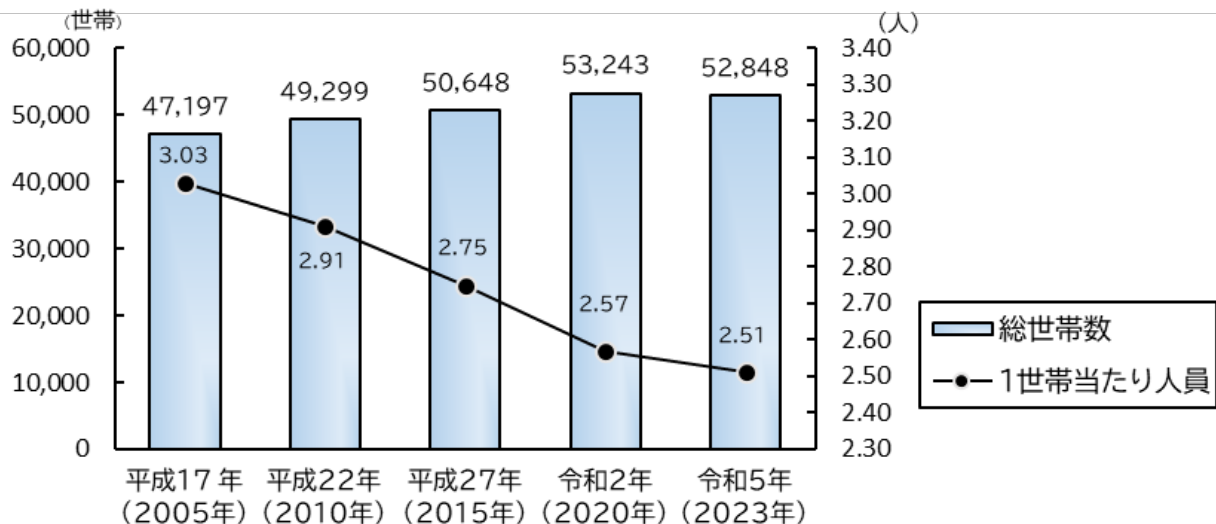
今後は、核家族化の進行等によって増加傾向が見込まれ、令和5年の総世帯数は52,848世帯になるものと予想されます。一方、1世帯当たり人員は2.51人に減少すると予想されます。

◆総世帯数及び1世帯当たり人員

(単位：世帯、人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)
総世帯数	47,197	49,299	50,648	53,243	52,848
1世帯当たり人員	3.03	2.91	2.75	2.57	2.51

資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はトレンド推計における指数曲線により推計しています。



第4章 新市のまちづくり基本方針

第1節 基本理念

新市のまちづくりは、次の基本理念のもとに推進することとします。

- 地域資源や特性を『いかす』まちづくり

新市は自然や歴史、文化に恵まれ、焼津漁港や大井川港など、かけがえのない地域資源があり、東西の大都市に近く、交通アクセスも良いという地理的特性も併せもっています。これらの恵まれた環境や地域資源、地理的特性を、市民の活力とともに『いかす』まちづくりを基本とします。

- みんなに、地球に『やさしい』まちづくり

少子・高齢化の進行などに伴う人にやさしいまちづくり、地球規模で問題となっている環境にやさしいまちづくりは、いまや時代の要請するところです。誰にとっても、また、地球にとっても『やさしい』まちづくりを基本とします。

- 市民の力を『はぐくむ』まちづくり

新しい時代を担い、健康で個性豊かな感性あふれる人づくりは、まちづくりの基本であり、新市の将来を左右する重要な取り組みです。市民が自ら行おうとする力を『はぐくむ』まちづくりを基本とします。

第2節 新市の将来像

『人が輝き 活気にあふれ 海・山・川の恵みと歩むまち 焼津』

まちづくりの主役は市民です。

市民が輝いているまちは素敵に見えます。

市民の誰もが、心と体の健康を保ち、生きがいと充実感を持って暮らしている姿、また、市民が互いに思いやり、ふれあい、助けあいながら希望を持っていきいきと暮らしている姿が「人が輝く」状態だと考えます。

こうした人が輝く状態が市民の活力となって、活気あるまちをつくります。今後は更に地方分権が進み、まちづくりの様々な分野で市民の主体的で責任ある参画が必要とされることから、市民や事業者と行政が協働するまちづくりを進めます。

新市は海、山、川といった自然に恵まれ、中でも豊富な魚介類や駿河湾深層水などの海からの恵みと、大井川の伏流水などは貴重な地域資源です。また、国内最大級の焼津漁港と、地方港湾としては全国有数の大井川港は地域の歴史や文化そして産業振興の起源であり、港は海外に開かれた交流拠点でもありました。これらの地域資源は新市のまちづくりにおいても重要な意味を持ちます。

したがって、これからも海をまちづくりに活かすとともに、海に親しみ、山や川と連携した海を大切にする取り組みを進めていきます。

そして、『人が輝き 活気にあふれ 海・山・川の恵みと歩むまち 焼津』の実現を目指します。

第3節 まちづくりの目標

- 世代を超え ふれあいのある豊かな心を育むまち

生涯にわたる文化、学習、スポーツなどの活動をとおして、一人ひとりが健やかな体と豊かな人間性を育み、地域の歴史や文化を大切にしながら、世代を超えたふれあいのなかで子どもたちが伸びやかに成長できるまちを目指します。

なお、人づくりがまちづくりの基本であることを再認識し、地域に貢献できる人づくりを進めます。

- 互いに支えあい誰もがいきいき暮らせるまち

市民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと互いに助けあい支えあう地域ぐるみの福祉を推進して、誰もが生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

子育てしやすいまち、お年寄りにやさしいまち、医療サービスの充実したまちを目指します。

- 安心できる暮らしと自然が調和するまち

高草山、大井川、駿河湾など、多彩な自然環境を保全し、人と自然が共生する地域づくりを進めます。

また、市民に密接な生活基盤と消防・救急・防犯体制や防災への備えを充実させ、誰もが安心して生活することができるまちを目指します。

- 魅力あふれ 人・モノが行き交うにぎわいのあるまち

新市の魅力ある地域資源や特性を活かして、地域産業の振興とともに、企業誘致などによる新規雇用の創出を図ることにより、人と共に様々な情報や製品などのモノが行き交う活力あふれるまちを目指します。

- 安全でうるおいあふれる人にやさしいまち

交通ネットワークにおける安全で快適な移動環境と、自然環境と景観に配慮し、災害にも強い魅力ある住環境が融合したうるおいとやすらぎのある都市空間を創出することにより、誰もが利用しやすく活動しやすいまちを目指します。

- 市民や事業者と行政が協働するまち

市民一人ひとりが責任と自覚を持って、性差や年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力を十分に発揮してまちづくりに参加するために、男女共同参画やユニバーサルデザインなどに基づくまちづくりを進め、市民や事業者と行政が協働するまちを目指します。

第4節 土地利用のあり方

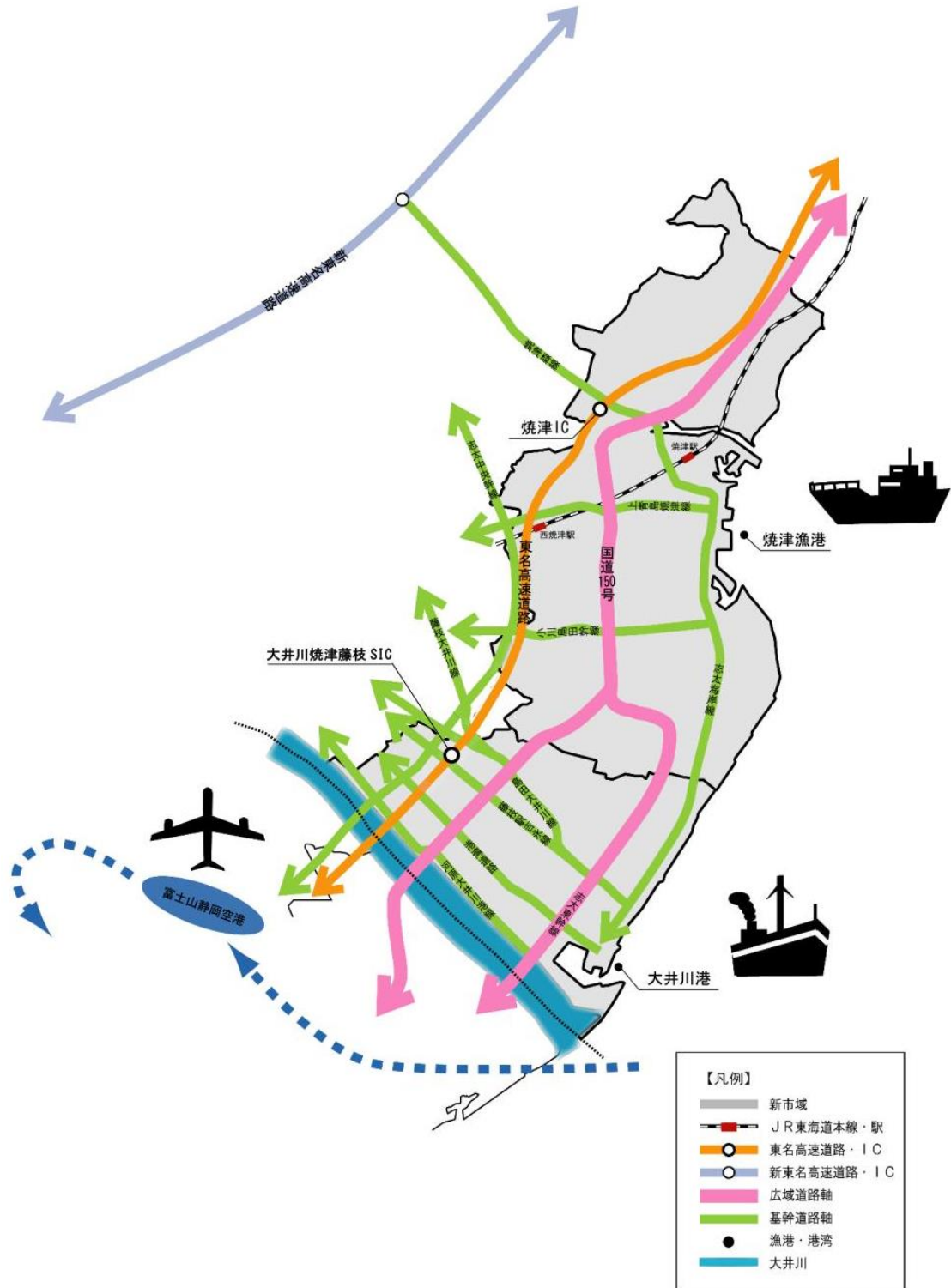
1 新市における土地利用の基本的考え方

新市における土地利用については、「まちづくりの目標」の実現及びそのために必要不可欠な「財政的自立」を図るため、次の基本的な考え方に基づき計画的に進めます。

- 自然環境を保全し、やすらぎの空間を創出するための土地利用
豊かな自然が残る高草山、大崩海岸を含めた駿河湾に臨む15.5kmの海岸線一帯、大井川河口などの自然環境を保全し、人と自然のふれあいの場などとして、市民にやすらぎのある空間を提供するための土地利用を図ります。
- 災害を未然に防止する土地利用
風水害や地震などの自然災害に対する安全性を高め、災害を未然に防止する土地利用を図ります。
- 市の活力を生み出す土地利用
農業・水産業・工業・商業・観光等の産業基盤の整備を進めるとともに、各産業間の調和や連携を強化し、市の活力を生み出す土地利用を図ります。
- 市民生活の利便性を高め、安心して暮らせる空間を創出するための土地利用
土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備により、利便性が高く良質な住宅地の形成を推進します。また、都市機能の集積などにより、市民が安心して暮らせる空間を創出するための土地利用を図ります。
- 地域の特性を活かした土地利用
新市の各地域の自然環境や景観、歴史、文化などの特性を再認識し、これらを活かした特色ある土地利用を図ります。
- 広域圏に配慮した土地利用
焼津漁港や大井川港などの全国に誇れる産業基盤施設や平成21年6月に開港した富士山静岡空港、平成28年3月に開通した東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジなどが、新市の発展に活かされるよう、広域的な視点で計画的な土地利用を図ります。
- 市民と共に創る土地利用
市民のまちづくりへの参画を促進し、市民の意見や考えをまちづくりに積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が連携した土地利用を図ります。
- 財政的自立、経済的に安定した市民生活を図るための土地利用
持続的に良質な住民サービスを提供するための自主財源の確保や経済的に安定した市民生活のための雇用の場の確保・拡大を図るため、道路や排水路等の基盤整備を積極的に推進しながら、周辺環境との調和に配慮しつつ、画一的な考え方に捉われない企業立地を進める土地利用を図ります。

2 広域・基幹交通軸

新市における一体感の醸成や均衡ある発展、産業の振興、市民福祉の増進にとって交通網などの基盤整備は欠かすことのできない重要課題であることから、市域における広域・基幹交通軸を以下に示します。



第5章 新市の主要施策

第1節 重点プロジェクト

新市の継続的な発展や市民福祉のより一層の向上及び新市の速やかな一体化や地域間の均衡ある発展を図る上で、特に重点的、優先的に取り組む必要性の高い施策を4つの重点プロジェクトとして位置づけ、これらを着実に実施・促進します。

★活力あるまちづくりプロジェクト

市民の雇用の場の確保・拡大とともに、まちの活力を高め、財政的な自立を図るためには産業の振興が欠かせません。

新市は、市域がほぼ平坦地という地勢の良さに加え、東京・名古屋の大都市圏へのアクセスが便利で、焼津漁港・大井川港などの産業基盤施設も整っています。さらに駿河湾深層水、大井川伏流水などの地域資源にも恵まれています。

こうした地理的優位性や地域資源を最大限に活かし、より一層の産業振興を図るため、条件整備として必要な道路整備や河川改修を着実に推進・促進しながら、新たな用地を造成するとともに、立地促進制度の創設などにより、企業誘致を積極的に進めます。

活力のあるまちづくりには、人々の活発な活動も欠かせない要素です。

企業誘致による働く場の確保や、土地区画整理事業などの手法による住みやすい環境づくりなどを通じて、定住人口の増加を図ります。また、水産物、農産物、観光資源など、新市が有する様々な地域資源を有効に活用し、交流人口の増加を目指します。

事業

- ・水産業振興総合推進事業
- ・大井川地区工業団地総合推進事業
- ・土地区画整理事業
- ・地域資源活用事業

★子育てしやすいまちづくりプロジェクト

少子化の進行は人口減少を招き、新市のまちづくりにおいても様々な影響をもたらす深刻な問題となっており、少子化対策は喫緊の課題です。

この対策として、待機児童の解消に向けた保育所の定員増への対応のための施設整備や、一時保育、延長保育などの保育サービスの充実を図るとともに、出産への不安を解消する取り組みや、不妊治療への支援なども積極的に行います。

また、地域が一体となって子どもを育てていくための子育て支援の充実や、子どもの心安らかな発達と育児不安の解消の取り組みを進め、子育てしやすいまちを目指します。

事業

- ・子ども医療費助成事業
- ・保育所施設整備事業
- ・子育て支援施設整備事業
- ・保育サービス充実事業
- ・子育て家庭支援事業
- ・母子保健事業

★災害に強いまちづくりプロジェクト

近年、各地で地震や台風、集中豪雨などによる被害が相次いでいることから、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりが求められています。静岡県全域は、東海地震の地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、静岡県沿岸部は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されており、南海トラフ巨大地震等における静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、地震・津波による被害を最小限にとどめる取り組みを進めてきていますが、さらに、住宅の耐震対策を促進するとともに、教育施設を始めとする公共施設などの耐震化を積極的に進めます。

また、長い海岸線と焼津漁港・大井川港を抱える新市では、海岸侵食や津波への対策も重要な課題であり、離岸堤や耐震岸壁の整備、津波対策の促進を積極的に行います。

なお、新市の河川は治水上の課題を抱えているため、関係機関と連携して総合的な治水対策を推進します。

事業

- ・教育施設等耐震整備事業
- ・大井川港耐震岸壁等整備事業
- ・治水対策事業
- ・住宅耐震化促進事業
- ・海岸侵食・津波対策促進事業

★新市の一体化・均衡ある発展プロジェクト

早期の合併効果を生み出し、市民が合併して良かったと感じるためにも、多くの結びつきや共通点を活かした新市の速やかな一体化と、地域資源や地域の特性を活かした地域間の均衡ある発展を図ることが重要です。

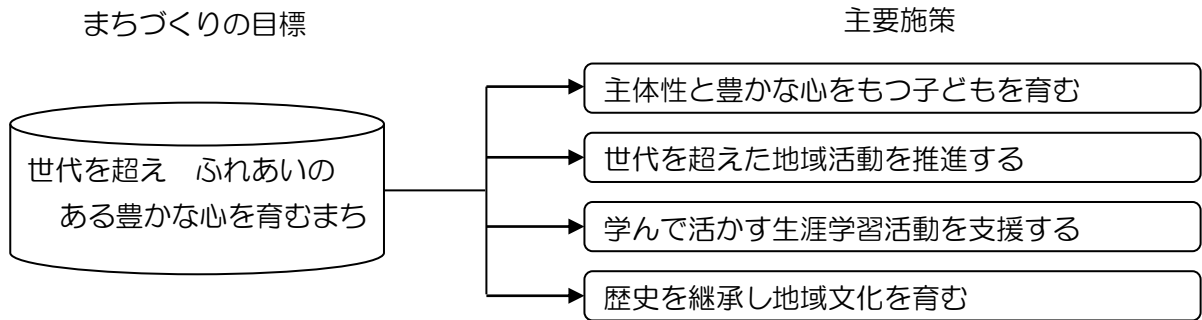
そのため、優れた景観や自然を有する 15.5km の海岸線を一体的に活用した市民交流事業や、スポーツ大会・文化活動を通じて新市の一体感の醸成を図ります。また、平成 21 年 6 月に開港した富士山静岡空港や東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを活用しながら、交流ネットワークとなる広域・基幹道路網の整備、地域の課題に応じた市街地整備など、新市の一体化や地域間の均衡ある発展につながる事業を積極的に進めます。

事業

- ・新市の一体感醸成推進事業
- ・既成市街地住環境整備事業
- ・広域・基幹交通ネットワーク整備促進事業
- ・東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ利用促進事業

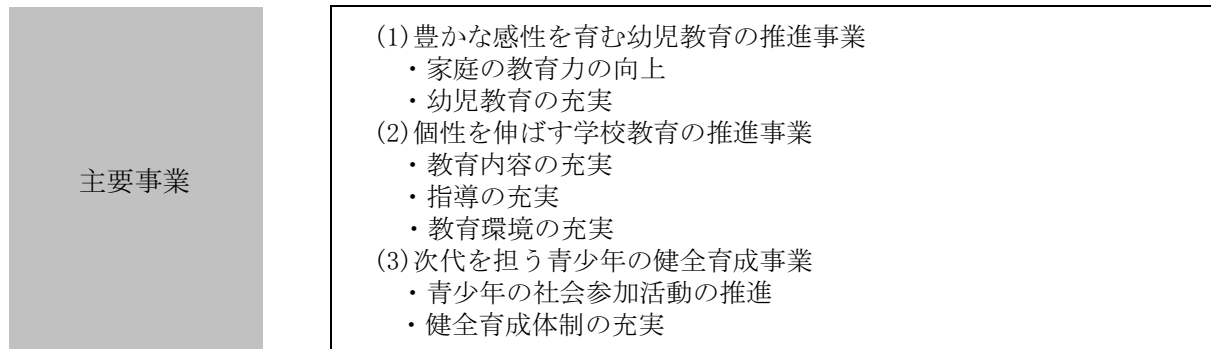
第2節 まちづくりの目標に基づく主要施策

I 世代を超え ふれあいのある豊かな心を育むまち



1 主体性と豊かな心をもつ子どもを育む

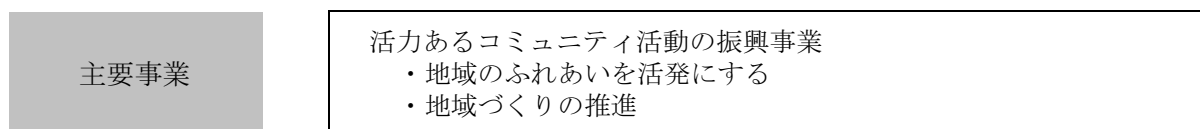
豊かな感性を育む幼児教育と、よりよい学習環境の中で一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進し、家庭、学校、地域の連携により、主体性と豊かな心をもつ子どもを育みます。



2 世代を超えた地域活動を推進する

地域においては、青少年を温かく見守り、健全に育成する環境の充実と、青少年が活躍できる場の整備を進めます。

また、自分たちの地域は自分たちで守り育てることができるよう、活力あるコミュニティ活動をとおして、世代を超えたふれあいのある地域活動を推進します。



3 学んで活かす生涯学習活動を支援する

生涯にわたり、学習、スポーツ活動に取り組むことができるよう、指導者の育成、活動機会や場所などの充実を図り、心身ともに健全な、いきいきとした市民生活を支援します。

主要事業

- (1) 誰もが学べる生涯学習環境の整備事業
 - ・ 学習の拠点となる施設の整備
 - ・ 学習機会の積極的な提供
- (2) 心身の健康を保つ活動の推進事業
 - ・ スポーツ・レクリエーション活動の促進
 - ・ スポーツ・レクリエーション施設の充実

4 歴史を継承し地域文化を育む

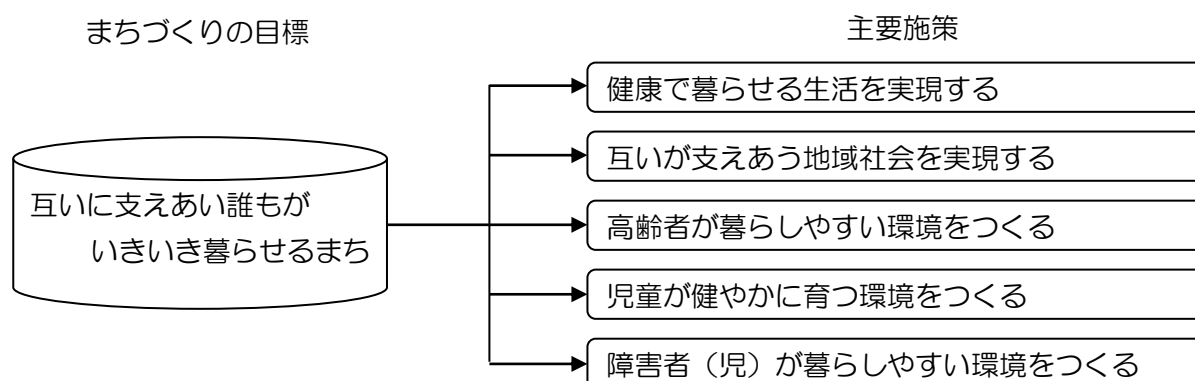
先人が築き、伝え残してきた行事や歴史民俗資料などの貴重な文化遺産の保存、継承に努め、これらの積極的な活用を図ります。

また、市民の主体的な文化活動を促進するとともに、文化に触れ、参加し、発表する機会の充実や、新たな地域文化の創造に努めます。

主要事業

- (1) 芸術文化の振興事業
 - ・ 芸術文化活動の振興
 - ・ 文化施設の拡充
- (2) 文化遺産の保護と活用
 - ・ 文化遺産の保護
 - ・ 文化遺産の活用

Ⅱ 互いに支えあい誰もがいきいき暮らせるまち



1 健康で暮らせる生活を実現する

健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、生活習慣病予防の啓発及び個々のライフスタイルに応じた指導助言に努め、市民の主体的な健康づくりとそれを可能にする健康地域づくりの実現に取り組みます。

また、地域の基幹病院である市立総合病院の充実と地域医療機関との連携強化により、医療サービスの向上を図ります。

主要事業	<ul style="list-style-type: none">(1)健康づくりの推進事業<ul style="list-style-type: none">・健康地域づくりの推進・健康診査体制の充実・感染症予防体制の充実(2)充実した医療サービスの提供事業<ul style="list-style-type: none">・地域医療体制の充実・焼津市立総合病院の充実
------	---

2 互いが支えあう地域社会を実現する

保険・年金制度の適正な運営と援護対策の充実を図るとともに、より身近な地域福祉活動の基盤整備に努め、互いに助けあい、ふれあい、支えあう地域社会の実現を目指します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none">(1)地域で育む福祉事業<ul style="list-style-type: none">・地域福祉推進体制の整備・福祉への理解と協力の促進(2)保険制度事業<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度の円滑な推進・国民健康保険制度の健全運営・後期高齢者医療制度の円滑な推進(3)年金制度事業<ul style="list-style-type: none">・国民年金制度の推進(4)生活援護事業<ul style="list-style-type: none">・一人親家庭への援護・低所得者援護の充実
------	--

3 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会活動などへの参加による生きがいづくりや外出しやすい環境整備に努めます。また、保健福祉サービスを充実して、自立した生活を支援します。

主要事業

- (1) 社会参加と自立の促進事業
 - ・ 高齢者福祉体制の充実
 - ・ 生きがい対策の推進
 - ・ 高齢者保健の充実
- (2) 地域支援事業
 - ・ 生活支援の推進

4 児童が健やかに育つ環境をつくる

生活形態の変化に伴う多様な保育ニーズへの対応を図り、子育て期の家族に対する支援や地域社会において、子どもの成長を支援する取り組みを充実し、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

主要事業

- (1) 児童の健やかな成長支援事業
 - ・ 児童の健全育成
- (2) 子育て支援事業
 - ・ 子育て環境の整備
 - ・ 保育内容の充実
 - ・ 母子保健の充実

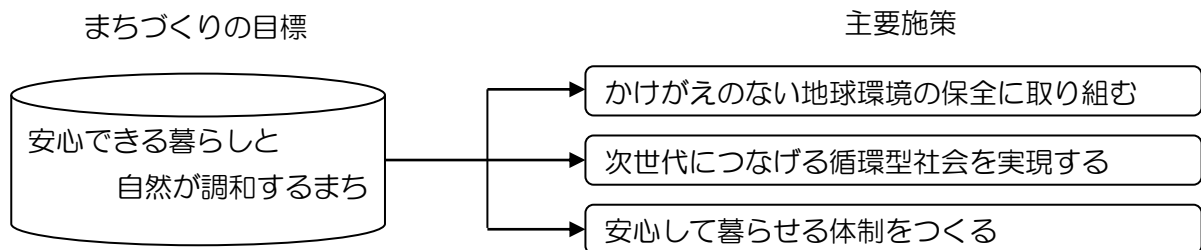
5 障害者（児）が暮らしやすい環境をつくる

障害についての地域社会の理解を深めて、障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、生きがいをもち、自立した生活を送ることができるよう、社会参加を促進するとともに、保健福祉サービスを充実します。

主要事業

- (1) 社会参加と自立の促進事業
 - ・ 障害者（児）福祉体制の整備
 - ・ 障害者（児）福祉サービスの充実
- (2) 地域生活支援事業
 - ・ 生活支援の充実
 - ・ 住みよい生活環境の整備

Ⅲ 安心できる暮らしと自然が調和するまち



1 かけがえのない地球環境の保全に取り組む

自然環境の保全や地球環境問題への関心を高めるため、環境教育や環境学習を充実するとともに、二酸化炭素などの排出量を低減して地球温暖化の防止に努め、市民、事業者、行政の連携・協働により、きれいな水、きれいな空気、かけがえのない地球環境の保全に取り組めます。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地球規模での環境保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の推進 ・ 環境にやさしい事業の推進 ・ 省エネルギー対策・新エネルギー導入の推進 ・ 自然環境の保全 (2) 環境汚染防止事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境監視・指導體制の充実 ・ 環境汚染防止の徹底
------	---

2 次世代につなげる循環型社会を実現する

身近な環境問題に対する市民の理解と協力を得て、ごみの減量や再資源化、排水の浄化に努め、良好な生活環境を次の世代につなげていけるよう、資源循環型社会の構築に努めます。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの減量化と資源化の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量化の推進 ・ 資源循環型社会の構築 ・ ごみ処理体制の充実 (2) 水資源の保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業の推進 ・ 生活排水対策の推進 ・ 雨水の地下への還元 (3) 環境衛生の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化の推進 ・ 環境衛生対策の推進
------	--

※次世代につなげる循環型社会を実現するため、現在使用している複数のごみ処理施設の機能を集約するとともに環境負荷の低減、熱エネルギーの有効活用による地球温暖化防止への貢献など環境に配慮した新施設の整備と老朽化及び事故防止対策としての現有施設（一色清掃工場、高柳清掃工場及びリサイクルセンターをいう。第7章において同じ。）の解体・撤去を一体的に進めていきます。

なお、現有施設の解体・撤去は、新施設の供用開始後となることから、ごみの減量化と資源化の推進事業については、令和11年度の完了を予定しています。

3 安心して暮らせる体制をつくる

暮らしに欠かせない安全な水道水の安定供給とともに、防犯意識の高揚や消費者への正しい知識の普及に努めます。また、災害に迅速かつ適切に対応できるよう、市民と連携して防災対策を充実することにより、誰もが安心して暮らせる体制づくりを進めます。

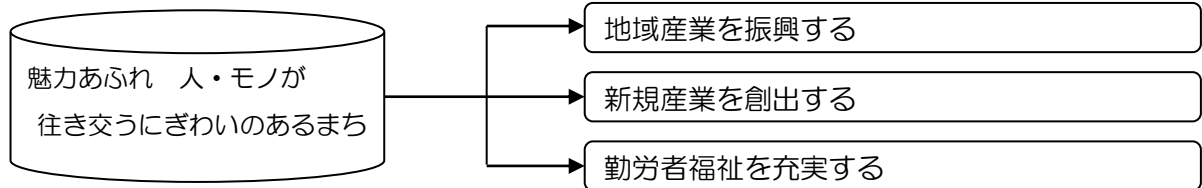
主要事業

- (1) 安全な水道水の安定供給事業
 - ・ 水道水の安定供給体制の充実
 - ・ 水道施設の整備
- (2) 災害に備えた体制の整備事業
 - ・ 防災体制の強化
 - ・ 防災意識の高揚
 - ・ 防災設備・施設の充実
 - ・ 危機管理体制の構築
- (3) 消防・救急体制の整備事業
 - ・ 消防設備・施設の充実
 - ・ 火災予防の徹底
 - ・ 消防体制の強化
 - ・ 救急体制の強化
- (4) 消費者への正しい知識の普及事業
 - ・ 消費者意識の啓発
 - ・ 消費者保護活動の推進
- (5) 犯罪の未然防止事業
 - ・ 防犯体制の強化
 - ・ 防犯施設の整備

IV 魅力あふれ 人・モノが行き交うにぎわいのあるまち

まちづくりの目標

主要施策



1 地域産業を振興する

基幹産業である水産業をはじめ、工業、商業、観光、農業の各産業分野において、後継者育成、技術革新、産学官の連携、商品のブランド化など、安定した経営の実現と創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを支援し、魅力あふれる地域産業の振興を図ります。

主要事業

- (1) 水産業の振興事業
 - ・生産基盤の強化
 - ・水産物流通拠点の形成
 - ・水産加工業の振興
 - ・開かれた漁港としての利用促進
- (2) 工業の振興事業
 - ・技術革新と販売促進の支援
 - ・産業集約化の促進
- (3) 商業の振興事業
 - ・魅力ある商業の創出
 - ・にぎわいのある商店街づくり
- (4) 観光の振興事業
 - ・富士山静岡空港開港に対応した総合ネットワークづくり
 - ・地域資源を活かした観光の振興
 - ・観光拠点・施設の充実
 - ・温泉資源の有効な活用
- (5) 農業の振興事業
 - ・農業経営基盤の強化
 - ・生産流通販売体制の強化
 - ・農業生産基盤の整備
 - ・山あい集落環境の向上
- (6) 中小企業の支援事業
 - ・経営基盤の強化

2 新規産業を創出する

新市の立地条件、駿河湾深層水や大井川伏流水などの地域資源を活かした企業の誘致を積極的に行います。また、新規産業の創出に向けて、起業に対する支援体制を整えるとともに、研究開発機能の強化を促進します。

主要事業

- (1) 新規産業の誘致
 - ・ 企業誘致のための用地確保
 - ・ 社会基盤整備
 - ・ 企業立地補助
 - ・ 東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ利用促進
- (2) 新規産業の育成事業
 - ・ 地域資源の有効な活用
 - ・ 起業支援体制の充実
 - ・ 研究開発機能の強化促進

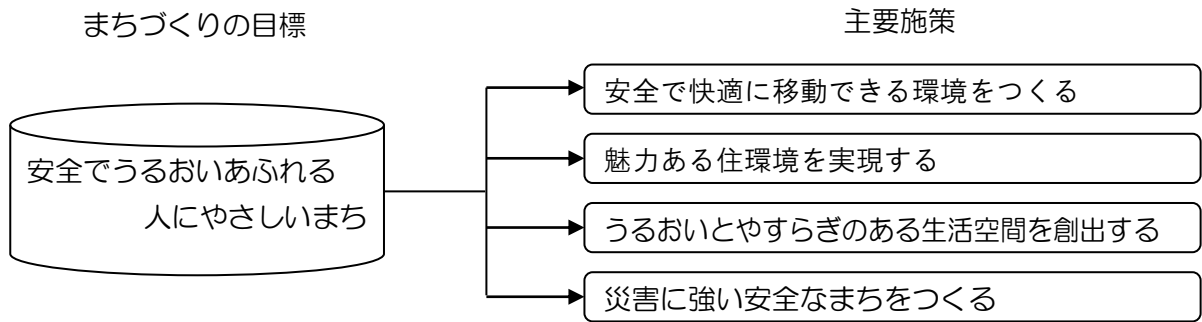
3 勤労者福祉を充実する

あらゆる世代の雇用確保のため、関係機関と連携して就業機会の拡大と勤労者を取り巻く労働環境の改善に努めるとともに、勤労者のための施設や融資制度などの充実により、勤労者福祉の向上を図ります。

主要事業

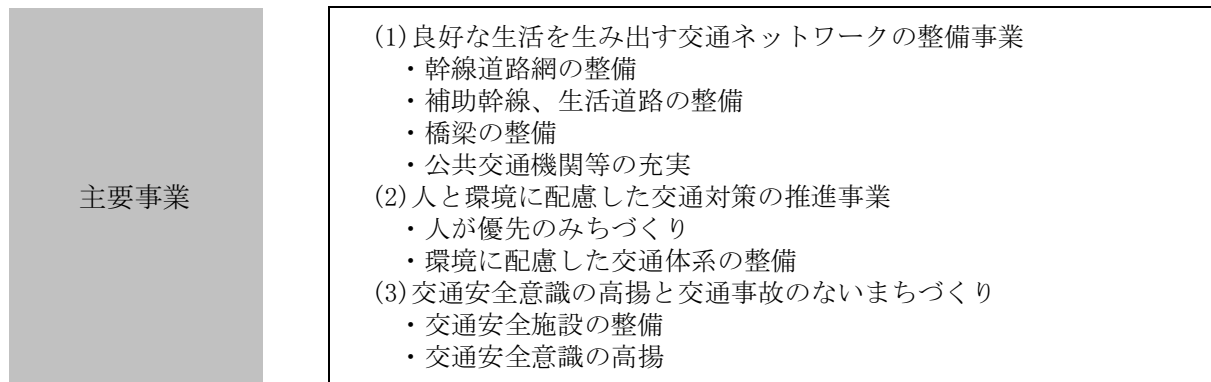
- (1) 就業対策の推進事業
 - ・ 就業の促進
 - ・ 労働環境の向上
- (2) 勤労者福祉の増進事業
 - ・ 福利厚生充実

V 安全でうるおいあふれる人にやさしいまち



1 安全で快適に移動できる環境をつくる

平成21年3月に開港する富士山静岡空港、新東名高速道路などの広域交通体系の変化に対応した幹線道路の整備促進と、住民の日常生活に欠くことのできない生活道路の整備を進め、利用しやすい交通ネットワークの充実を図ります。また、人が優先され、環境に配慮した交通対策と交通事故防止対策を進め、安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。



2 魅力ある住環境を実現する

地域の特性を活かして、自然環境に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。特に良好な市街地を形成するために、土地区画整理事業などにより、良質な宅地を供給するとともに、中心市街地の住環境の改善と防災性の向上に努めます。また、安全で住みやすい居住空間の確保と景観に配慮したまちづくりを進め、魅力ある住環境の実現を目指します。

主要事業

- (1) 計画的な土地利用の推進事業
 - ・ 環境と調和した土地利用の推進
- (2) 良好な市街地の形成事業
 - ・ 良好な住宅・宅地の整備
 - ・ 密集住宅地の整備促進
- (3) 安全で住みやすい居住空間の創出事業
 - ・ よりよい住まいづくりの推進
 - ・ 安全な住まいづくりのための相談、指導
- (4) 魅力ある都市景観づくり事業
 - ・ 魅力ある景観の保全
 - ・ 魅力ある都市景観の創出
 - ・ 美しいまちなみの誘導

3 うるおいとやすらぎのある生活空間を創出する

市民が身近に利用できる公園や特色ある公園などの整備を進めるとともに、緑化の推進と緑地の保全に努め、緑豊かなまちづくりを目指します。また、河川整備と市民が水辺に親しめる環境の創出に努め、うるおいとやすらぎのある生活空間を創ります。

主要事業

- (1) 親しみのもてる公園づくり事業
 - ・ 公園の整備
 - ・ 公園の管理・運営体制の充実
- (2) 緑豊かな都市環境の形成事業
 - ・ 緑の保全、活用
 - ・ 緑の創造
 - ・ 緑化活動の促進
- (3) 安全でうるおいのある川づくり事業
 - ・ 河川の整備
 - ・ うるおいのある河川環境の整備

4 災害に強い安全なまちをつくる

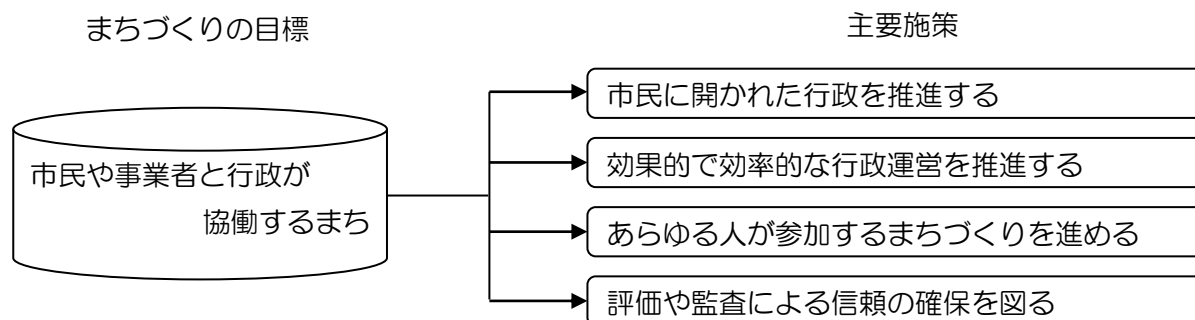
南海トラフ巨大地震等に対する備えとして、住宅や公共建築物の耐震化を促進するなど、地震対策に積極的に取り組みます。

また、海と山に囲まれて多くの河川を抱える地理的条件の中で、総合的な治水対策を推進するとともに、土砂災害対策や海岸保全対策を促進して、自然災害から市民生活を守るまちづくりを進めます。

主要事業

- (1) 災害に強いまちづくり事業
- ・ 地震・津波対策の推進
 - ・ 治山・治水・土砂災害対策の推進
 - ・ 海岸保全対策の促進
 - ・ 漁港・港湾の整備

VI 市民や事業者と行政が協働するまち



1 市民に開かれた行政を推進する

市民との協働によるまちづくりを進めるための体制を整えて、市民参画を一層推進し、市民が主役のまちづくりを進めます。そのために必要な、行政情報の提供と市民意識の把握を積極的に行い、市民に開かれた行政を推進します。

主要事業

- (1) 市民参画推進事業
 - ・ 市民主体のまちづくりの促進・啓発
 - ・ 協働体制の構築
 - ・ コミュニティ活動の促進
- (2) 情報の共有化推進事業
 - ・ 情報の提供と公開の充実
 - ・ 地域情報化の推進

2 効果的で効率的な行政運営を推進する

施策目標の達成に向けて常に事務事業の改善に努め、健全な財政運営のもとに効果的で効率的な行政運営を進めます。また、周辺自治体との連携により、広域的な行政の展開を図ります。

主要事業

- (1) 地方分権推進事業
 - ・ 人材育成と組織づくり
- (2) 効果的な行政運営展開事業
 - ・ 事務改善の推進
 - ・ 行政組織の適正化
- (3) 健全な財政運営の推進事業
 - ・ 計画的な財政運営と効果的で効率的な事業執行
- (4) 公共施設等総合管理事業
 - ・ 計画的な公共施設等の維持管理及び整備
- (5) 広域行政推進事業
 - ・ 広域連携の強化
 - ・ 広域連携による施設整備
 - ・ 個性ある地域づくりの推進

3 あらゆる人が参加するまちづくりを進める

性差や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、全ての市民がその持っている能力を十分に発揮してまちづくりに参加するために、男女共同参画やユニバーサルデザイン等に基づくまちづくりを進めます。

主要事業

- (1) 男女共同参画社会形成事業
 - ・ 男女平等に関する啓発、普及
 - ・ 男女共同参画に対応した環境づくり
 - ・ 男女共同参画社会の体制整備
- (2) ユニバーサルデザイン推進事業
 - ・ ユニバーサルデザイン意識の普及
 - ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) 国際化への対応事業
 - ・ 国際化への対応
 - ・ 多文化共生の推進
- (4) 核兵器廃絶と平和への希求事業
 - ・ 平和意識の普及と啓発

4 評価や監査による信頼の確保を図る

行政による内部評価を進め広く公表するとともに、市民による外部評価を行い信頼の確保に努めます。

主要事業

- 行政評価システム推進事業
 - ・ 行政評価システムの導入
 - ・ 監査機能の充実

第3節 新市における静岡県事業の推進

新市の一体性を高め、計画的なまちづくりを推進するため、静岡県の諸施策と協働して事業を推進します。

1 静岡県に要望する事業

まちづくりの目標	主要施策	事業名・地区名・路線名等
魅力あふれ 人・モノ が行き交うにぎわい のあるまち	地域産業を振興する	農業の振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湛水防除事業 (和田南部地区、大井川東南地区(藤守排水 機場ほか)) ・ 地域用水環境整備事業 (志太地区、大井川左岸地区) ・ 新農業水利システム保全対策事業 (木屋・和田用水地区、瀬戸川左岸地区) ・ ため池等整備事業[農業用河川工作物応急対 策事業](大島地区) ・ 農道保全対策事業(高草地区) ・ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (東部排水機場)
安全でうるおい あふれる人に やさしいまち	安全で快適に移動できる 環境をつくる	良好な生活を生み出す交通ネットワークの整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小川島田幹線 ・ 焼津広幡線 ・ 河原大井川港線 ・ 島田大井川線 ・ 焼津大井川線
	災害に強い安全なまちを つくる	災害に強いまちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策事業 (高草川、石脇川、朝比奈川、梅田川、瀬戸 川、小石川、黒石川、木屋川、栃山川、成 案寺川、志太田中川、泉川)

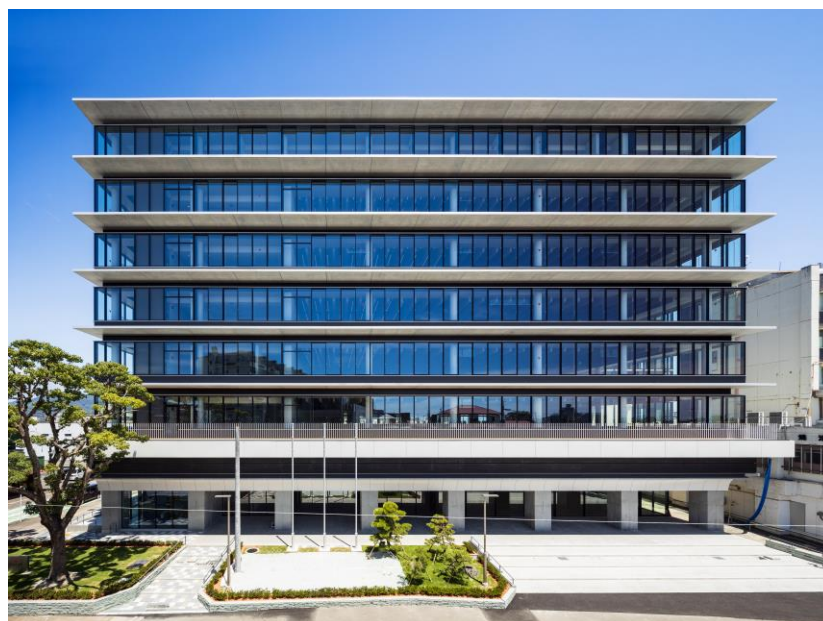
2 静岡県が実施を予定する事業

まちづくりの目標	主要施策	事業名・地区名・路線名等
魅力あふれ 人・モノ が行き交うにぎわい のあるまち	地域産業を振興する	水産業の振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産流通基盤整備事業 ・ 水産物供給基盤機能保全事業 ・ 県単独漁港整備事業 ・ 漁港環境整備事業
		農業の振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新農業水利システム保全対策事業 (柳久保地区、枋山南部地区) ・ 県営農地整備事業「通作条件整備保全対策型」 (高草地区) ・ 湛水防除事業(大井川東南地区(藤守排水機 場ほか)) ・ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (東部排水機場、藤守排水機場)
安全でうるおい あふれる人に やさしいまち	安全で快適に移動できる 環境をつくる	良好な生活を生み出す交通ネットワークの整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 150 号志太榛南バイパス ・ 志太東幹線 ・ 島田吉田線(志太中央幹線) ・ 大富藤枝線 ・ 島田大井川線
		人と環境に配慮した交通対策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高洲和田線 ・ 焼津榛原線
	災害に強い安全なまちを つくる	災害に強いまちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策事業 (高草川、石脇川、梅田川、瀬戸川、小石川、 黒石川、枋山川、成案寺川、志太田中川、泉 川) ・ 海岸侵食対策事業(浜当目地区、石津浜地区) ・ 海岸保全施設整備事業-海岸高潮 ・ 農山漁村地域整備-海岸耐震 ・ 浜の活力再生-防災対策

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、市民サービスの低下を招かないよう利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。

なお、適正配置と整備の検討にあたっては、公共施設マネジメントの視点を踏まえ、既存施設の有効利用、相互利用、施設の機能分担、民間委託などによる管理運営方法などについても検討します。



第7章 新市の財政計画

第1節 基本的な考え方

財政計画は、合併年度（平成20年度）からごみ処理に関する新施設建設に伴う現有施設の解体・撤去が完了するまでの21年間（平成21年度から令和11年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、国における地方財政対策等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成に臨んでの基本的な考え方は、地方財政を取り巻く厳しい環境等の中で、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本としています。

項目ごとに、平成20年度から令和4年度は決算数値とし、令和4年度の決算数値等を基礎として、これまでの実績や今後の人口推計等を踏まえ、併せて合併による歳出の削減効果も推計しています。

なお、令和2年度から令和4年度における決算数値については、新型コロナウイルス感染症に伴う給付金の交付等の各種事業及び国県補助金の影響が大きいため、これらに関連する歳入・歳出に係る数値を控除しています。

第2節 財政計画

1 歳入

(1) 市税

市民税、固定資産税及び都市計画税については、現行の税制度を基本に、経済見通しや人口推計を基に見込んでいます。

市たばこ税ほかにつきましては、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

(2) 地方譲与税・交付金

地方消費税交付金については、経済見通しを基に、税制改正影響分を見込んでいます。

地方譲与税及びその他の交付金については、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

(3) 地方交付税

普通交付税については、歳入における市税収入等の増を勘案しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定値）による交付額を見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

(4) 国・県支出金

扶助費に係る補助・交付金については、扶助費の伸びに合わせて増加するものと見込んでいます。

普通建設事業に係る補助・交付金については、普通建設事業費の事業費に合わせて見込んでいます。

(5) 繰入金

財源に不足を生じる場合には、基金の活用で対応することとし、繰入金を計上しています。

(6) 市債

臨時財政対策債については、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

普通建設事業に係る市債については、普通建設事業費の事業費に合わせて見込んでいます。

(7) その他の歳入

分担金及び負担金ほかについては、過去の実績等を踏まえて見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

合併による特別職の削減、業務の効率化等による職員の減員を勘案して推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績等を踏まえるとともに、老年人口の増加などを勘案して推計しています。

(3) 公債費

既発行の市債については、償還計画により見込み、今後発行する市債については、経済見通しに伴う金利の上昇を踏まえて推計しています。

(4) 物件費

過去の実績、経済見通しに伴う物価の上昇等を踏まえて推計しています。

(5) 維持補修費

過去の実績等を踏まえて推計しています。

(6) 補助費等

過去の実績等を踏まえて推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績とともに、老年人口の増加などを踏まえて推計しています。

(8) 普通建設事業費

国の財政構造改革に沿って、事業費を抑制するものとして推計しています。

(9) その他の歳出

貸付金ほかについては、過去の実績等を踏まえて推計しています。

(単位：百万円)

歳入

項目	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市税		22,851	22,237	21,654	21,776	21,286	21,287	21,423	20,849	21,108	21,139	21,250	21,190	20,923	20,347	20,787	20,863	20,734	21,223	21,254	20,853	21,197	21,159
地方譲与税・交付金		2,277	2,184	2,143	2,085	2,093	2,205	2,425	3,585	3,151	3,382	3,419	3,153	3,827	4,326	4,493	4,493	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531	4,531
地方交付税		1,767	2,072	2,899	3,372	3,670	3,433	3,254	3,342	3,189	2,968	2,880	3,148	2,975	4,122	4,256	4,525	4,616	4,321	4,354	4,712	4,553	4,682
国・県支出金		6,536	10,139	8,473	8,469	7,807	11,587	8,608	8,450	8,835	9,376	8,688	10,192	10,299	9,990	10,944	10,266	10,832	11,634	11,690	11,226	12,053	12,650
繰入金		2,576	1,811	812	403	398	600	545	547	757	1,056	3,668	2,825	4,782	2,410	4,054	4,609	5,269	6,603	6,925	4,484	5,177	4,484
市債		2,915	4,150	5,223	5,436	4,381	4,974	3,594	2,778	3,006	5,213	4,326	5,445	6,554	6,760	3,088	2,379	2,347	3,749	2,403	1,416	1,638	2,119
その他の歳入		6,069	6,154	7,287	6,477	5,863	6,395	6,934	10,867	12,098	9,642	10,209	10,533	12,006	13,712	13,329	13,982	11,613	11,627	11,632	11,718	11,727	11,734
歳入計		44,991	48,747	48,491	48,018	45,498	50,481	46,783	50,418	52,144	52,776	54,440	56,486	61,366	61,667	60,951	61,117	59,942	63,688	62,789	58,940	60,876	61,359

(単位：百万円)

歳出

項目	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
人件費		7,663	7,497	7,323	7,064	6,972	5,920	5,799	5,980	6,037	6,240	6,466	6,220	7,623	7,585	7,862	7,518	8,393	7,799	8,459	7,874	8,327	7,950
扶助費		4,277	4,651	6,612	7,238	7,188	7,274	8,205	8,230	8,613	8,775	8,906	9,611	9,913	10,174	10,529	10,776	11,038	11,316	11,611	11,923	12,089	12,259
公債費		5,113	4,840	4,947	4,985	4,931	5,017	5,027	4,724	4,671	4,518	4,307	4,312	4,293	4,322	4,395	4,335	4,169	4,134	4,180	4,101	4,152	4,161
物件費		5,605	5,833	5,717	5,917	5,765	5,678	6,669	8,739	9,812	8,506	9,007	8,580	8,894	9,669	10,532	10,710	10,871	10,974	11,037	11,088	11,114	11,140
維持補修費		588	589	672	715	642	742	754	821	803	1,001	976	877	709	722	718	737	751	760	766	771	774	776
補助費等		4,028	6,661	4,690	3,993	3,506	4,498	4,452	5,013	4,938	6,322	5,450	8,043	7,653	7,292	8,133	9,111	8,940	9,666	10,115	8,001	8,483	8,608
繰出金		4,306	4,152	4,510	4,775	4,516	4,761	5,087	5,258	5,368	5,658	5,639	4,706	4,846	4,711	4,892	5,035	5,100	5,167	5,180	5,193	5,207	5,220
普通建設事業費		8,718	10,475	7,875	8,596	6,564	9,889	4,999	3,756	4,061	6,723	6,198	7,000	8,332	9,179	5,341	4,149	5,523	8,731	6,305	4,694	5,590	5,541
その他の歳出		2,770	1,949	3,953	2,801	2,894	4,388	3,214	5,134	5,165	3,037	3,781	4,317	5,147	5,819	6,153	8,746	5,157	5,141	5,136	5,295	5,140	5,704
歳出計		43,088	46,647	46,299	46,084	42,978	48,167	44,206	47,655	49,468	50,780	50,730	53,666	57,410	59,473	58,555	61,117	59,942	63,688	62,789	58,940	60,876	61,359

用語解説

■50 音順

用語	用語説明
あ行	
維持補修費	学校や庁舎などの公共用施設を修理するための費用のこと。
か行	
可住地面積	行政区域の総面積に対する、山林や湖沼などを除いた居住可能な面積のこと。
機関委任事務制度	市町村長が国の指揮監督の下に戸籍などの特定の事務を行う制度のこと。地方分権一括法の施行により廃止され、国からの受託事務に再編された。
基幹交通軸	人・物資などの輸送・移動に際して必要となる道路、鉄道などの基盤のこと。
基金	特定の目的に使用するために積み立てる現金などのこと。
行政評価システム	より効果的・効率的な行政運営を実現するため、施策・事業の効率性、有効性、妥当性などを評価し、行政運営を改善していく仕組みのこと。
協働	市民・事業者・団体などと行政が同じ目的のために連携・協力して働き、取り組むこと。
繰入金	異なる会計の間で行う現金のやりとりのこと。
繰出金	
権限移譲	住民に身近な行政サービスの権限を国や県から、地方公共団体へ移すこと。
後期高齢者医療制度	平成 20 年 4 月から始まる 75 歳以上の高齢者を対象とした医療制度のこと。
公債費	借入金に対する返済金のこと。
交流人口	特定の地域相互間で、移動する人口のこと。
古事記	太安万侶（おおのやすまろ）が編纂した日本最古の歴史書。712 年完成。
国庫補助金	国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進させる目的で、用途を指定して交付する資金のこと。
コミュニティ	地域社会。共同社会。
さ行	
産学官の連携	新規産業の創出・育成などを目的として、企業などの産業界（産）、大学などの研究機関（学）、行政（官）が一体となって協力しながら取り組むこと。

用語	用語説明
産業大分類	多種多様な産業をおおまかに区分けすること。第一次産業（農業、漁業など）、第二次産業（建設業、製造業、電気・ガス・水道業など）、第三次産業（金融業、サービス業など）などに区分される。
三位一体の改革	国と地方の税財政改革。国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しの3つを一体的に行うことで、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を目指す改革のこと。
資源循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源としての有効利用、適正処分などによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。
市債	公共施設の建設などを行うための財源として、市が借り入れる長期の借入金のこと。
自主財源	固定資産税や市民税、使用料など市が独自で収納、徴収できるお金のこと。
静岡県市町村合併推進構想	合併新法の規定により、静岡県が県内の自主的な市町村合併を推進するため、総務大臣が定める指針に基づき策定した構想のこと。
社会保障費	医療、年金、介護、生活保護などの住民の生活を安定させるため、国または地方公共団体が社会サービスを行う費用のこと。
省エネルギー	同じ社会的効果や生産を、より少ないエネルギーで実施すること。
新エネルギー	太陽光発電、風力発電など、既存のエネルギー資源に代わる、新しいエネルギー生産分野のこと。
駿河湾深層水	新焼津漁港港内の取水施設で駿河湾の水深397mと687mから取水している海水のこと。高栄養性、清浄性、低温安定性など表層水とは違う特性をもっている。
生産年齢人口	就労可能な年齢層のことで、15歳～64歳までの人口をいう。
た行	
男女共同参画	女性も男性も、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性差なく個性や能力を発揮すること。
地域資源	その地域固有の資源のこと。「特産品」や「観光名所」など物品だけでなく、自然や風土なども地域資源とされる。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球全体の気温が上昇するとされており、自然や生活環境などに影響が生じる現象のこと。
地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正するため、一定の公共サービスを遂行できるよう国から地方公共団体へ交付されている資金のこと。国税収入のうちから一定の比率で交付される。
地方財政対策	毎年度における国の予算編成に先立ち、地方自治体に財源不足が生じないように財源を確保のための措置のこと。
地方譲与税	国税として徴収し、地方自治体に譲与される財源のこと。 （例）地方道路譲与税、自動車重量譲与税など。

用語	用語説明
地方分権	国の権限や仕事の一部を地方に移譲し、地方自治体独自の判断で仕事を行えるようにすること。
定住人口	その地域に定住している人の数のこと。
都市計画区域	都市の健全で秩序ある発展のため、一体の都市として総合的な整備・開発・保全を行う必要がある区域のこと。 新市は、行政区域全体が都市計画区域となる。
な行	
ニーズ	必要性。
日本書紀	日本の歴史書。720年舎人親王（とねりしんのう）らが編纂し720年に完成。神代から持統末年の697年までの記事からなる。
ネットワーク	組織や物などが相互に関連しながら、網のように張り巡らされて構築されている状態のこと。
は行	
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。
普通会計	地方自治体間の比較する上で統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と特定の特別会計を合算したもの。
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎など公共用または公用施設の新增築などの建設事業に要する投資的経費のこと。
物件費	賃金、旅費、需用費など、人件費や維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費のこと。
分担金及び負担金	法令または契約に基づいて国または地方公共団体に対して負担しなければならない経費のこと。
補助費等	報償金や賞賜金、各種団体などに対する補助金などの経費のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつ様々な特性や違いを越えて、はじめから全ての人が利用しやすいように配慮した、環境、施設、製品などをつくる考えのこと。
ら行	
ライフスタイル	生活様式。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行される地方債のこと。地方交付税制度上の基準財政需要額を基本に各団体ごとの発行可能額が算定される。